



茨城県

茨城沿岸海岸保全基本計画

(改訂原案)

令和8年（2026年）3月

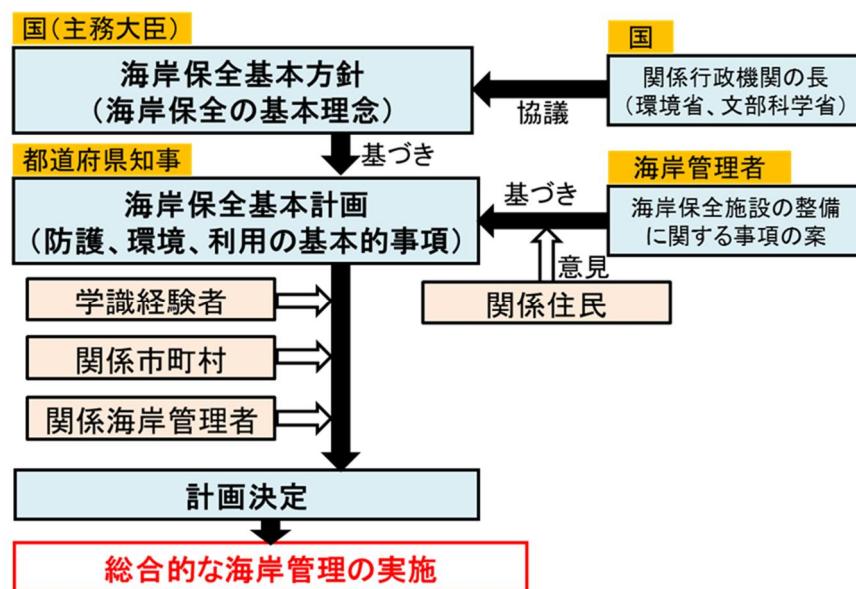
茨 城 県

『海岸保全基本計画』とは、国（主務大臣）が定める「海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本的な方針」（以下「海岸保全基本方針」という）に基づき、都道府県知事が定める「海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本計画」であり、平成 11 年に改正された海岸法の第二条の三にその策定が義務付けられている。

福島県境から千葉県境にいたる“茨城沿岸”は、一つの海岸保全基本計画を作成すべき一体の海岸の区分となっており、茨城県は平成 16 年（2004 年）6 月に『茨城沿岸海岸保全基本計画』（初版）を策定し、その後、平成 28 年（2016 年）3 月の改訂を経て、今般、令和 2 年（2020 年）11 月 20 日に国（主務大臣）が定める「海岸保全基本方針」が変更されたことに伴い令和 8 年（2026 年）3 月の本改訂に至っている。

- ・平成 16 年（2004 年）6 月 『茨城沿岸海岸保全基本計画』策定
- ・平成 28 年（2016 年）3 月 " 改訂
- ・令和 8 年（2026 年）3 月 " 改訂

《海岸保全の計画制度》



目 次

1. 海岸保全基本計画の策定について

1.1 背景	1
1.2 計画を作成する海岸の区分	3
1.3 計画対象範囲	4
1.4 海岸保全基本計画において定める事項	7

2. 茨城沿岸の現況と課題

2.1 防護面から見た現況と課題	10
2.2 環境面から見た現況と課題	26
2.3 利用面から見た現況と課題	42
2.4 その他の課題	56

3. 海岸の保全に関する基本的な事項

3.1 茨城沿岸の保全の方向	58
3.2 海岸の防護に関する事項	59
3.2.1 海岸の防護の目標	59
(1) 防護すべき地域	59
(2) 防護水準	59
(3) 気候変動への適応	64
3.2.2 海岸の防護の目標を達成するために実施しようとする施策	65
(1) 津波・高潮対策	65
(2) 侵食対策	69
(3) 海岸保全施設の整備	73
(4) 海岸保全に関する基礎的データの取得、蓄積	77
(5) 海岸保全事業の計画	78

3. 3 海岸環境の整備及び保全に関する事項	80
(1) 生物の生育、生息環境に配慮した海岸保全事業の推進	80
(2) 海岸景観・観光資源としての海岸に配慮した海岸保全施設の整備	80
(3) 海岸汚損の抑制	81
(4) 自然豊かな海岸環境の保全のための取組みの推進と行為の制限、徹底	82
(5) 海岸環境に関する情報の共有	83
3. 4 海岸における公衆の適正な利用に関する事項	84
(1) 地域振興との連携・調和	84
(2) 地域の個性を生かした親しまれる海岸づくり	84
(3) 海辺への円滑なアクセスの確保	85
(4) 海岸保全施設の更新	85
(5) サーフィン等の海岸利用における利便性と海岸集落の快適性の向上	86
(6) 多様な海岸域利用の調整・海岸利用のルールづくり	86
(7) 海岸の魅力の発信	87

4. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

4. 1 防護・環境・利用の取組みの方向と海岸保全施設の整備方針	88
4. 2 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項	106
(1) 海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域	106
(2) 海岸保全施設の種類、規模及び配置	106
(3) 海岸保全施設の順応的な段階整備	107
(4) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況	111
4. 3 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項	111
(1) 海岸保全施設の存する区域	111
(2) 海岸保全施設の種類、規模及び配置	111
(3) 海岸保全施設の維持又は修繕の方法	111

5. これからの中海岸づくりに向けた重要事項

5.1 海岸管理者等関係機関における体制づくり	138
5.2 市町村による日常的な海岸管理の推進	138
5.3 海岸管理者と海岸利用者や海岸協力団体等との連携	139
5.4 海岸管理者と大学・研究機関等との連携	140
5.5 多様な主体との連携	140
5.6 海岸愛護の啓発、海岸環境教育の充実	140
5.7 気候変動への対応	141
5.8 計画の見直し	142

用語集

参考資料

■ 海岸の特性【表】	参 1
■ 海岸の特性【図】	参 9
■ 茨城県の海岸、汽水域の絶滅危惧種(植物)	参 27
■ 茨城県の海岸、汽水域の絶滅危惧種(動物)	参 28
■ 茨城県の海岸、汽水域の絶滅危惧種(蘚苔類・藻類・地衣類・菌類)	参 29
■ 茨城県の沿岸域で見られる植生	参 30
■ 茨城県の浅海域で見られる生物	参 32
■ 茨城沿岸で見られる海産無脊椎動物	参 34
■ 茨城沿岸で見られる藻類	参 38
■ 茨城沿岸の主要種類の漁獲漁法と漁場	参 42
■ 関係住民の意見聴取	参 43
■ 茨城沿岸海岸保全基本計画検討委員会 委員名簿	参 45
■ 茨城沿岸海岸保全基本計画検討委員会 開催日程	参 48
■ 海岸の計画・設計の参考とする主な図書及び基準	参 49
■ 海岸の防護、環境、利用のトレードオフに関する記載がある指針、書籍	参 50
■ 『海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本的な方針』	参 51
■ 茨城県における海岸に係る組織体制および分掌事務	参 61
■ 茨城沿岸の所管別海岸管理	参 62
■ 茨城沿岸の海岸管理者一覧	参 63

1. 海岸保全基本計画の策定について

1. 海岸保全基本計画の策定について

1.1 背景

平成 11 年（1999 年）5 月 28 日に公布された「改正海岸法」では、それまでの“災害からの海岸の防護（防災）”に加えて，“海岸環境の整備と保全”および“公衆の海岸の適正な利用”が法の目的に追加され、防護・環境・利用の 3 つの面でバランスのとれた総合的な海岸管理を目指している。さらに、砂浜が海岸保全施設として位置づけられているように、防護・環境・利用のすべての面において基礎となる砂浜の維持・回復・管理の重要性が増している。

また、「美しく、安全で、いきいきした海岸」を次世代へ継承していくことを基本的な理念として国が定めた「海岸保全基本方針」に基づき、都道府県知事は、関係市町村長、海岸管理者の意見を聴いて、地域の意見を反映した沿岸ごとの「海岸保全基本計画」を定めることとなっている。

茨城県では、平成 16 年（2004 年）6 月に『茨城沿岸海岸保全基本計画』を策定し、これにもとづいて海岸保全を進めてきた。しかし、平成 23 年（2011 年）3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震（以下、「東日本大震災」という）において甚大な津波被害を受けたことから、本計画の津波防護に関する見直しの必要性が生じた。

さらに、既存の海岸保全施設の老朽化が進行する中、将来を見据えた戦略的・計画的なメンテナンスが必要となっている。これらの背景を受け、平成 26 年（2014 年）6 月には海岸法が一部改正され、津波・高潮等に対する防災・減災対策の推進や海岸保全施設の適切な維持管理などが追記された（図 1.1）。

加えて、海岸保全を、過去のデータに基づき気候変動による影響を明示的に考慮した対策へ転換を目指す「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方」提言（令和 2 年 7 月）を踏まえ、令和 2 年（2020 年）11 月 20 日に「海岸保全基本方針」が変更され、令和 3 年（2021 年）7 月 30 日には「海岸保全施設の技術上の基準を定める省令」が一部改正・施行された。

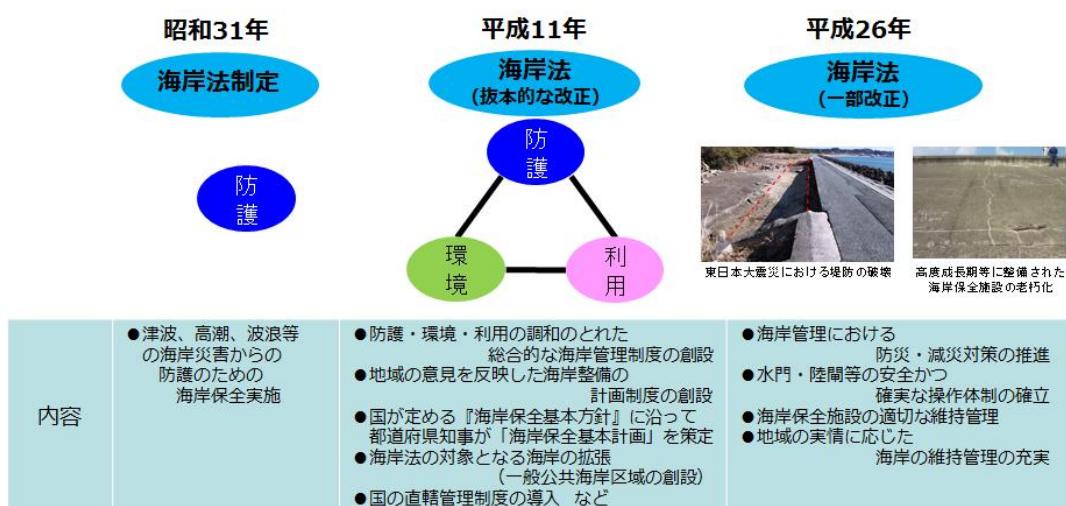


図 1.1 海岸法の変遷

本計画は、このような状況の変化を踏まえ、防災・減災の考え方や海岸保全に関する新たな知見などを反映し、『茨城沿岸海岸保全基本計画』を改訂したものである。図 1.2 に策定の経緯を示す。

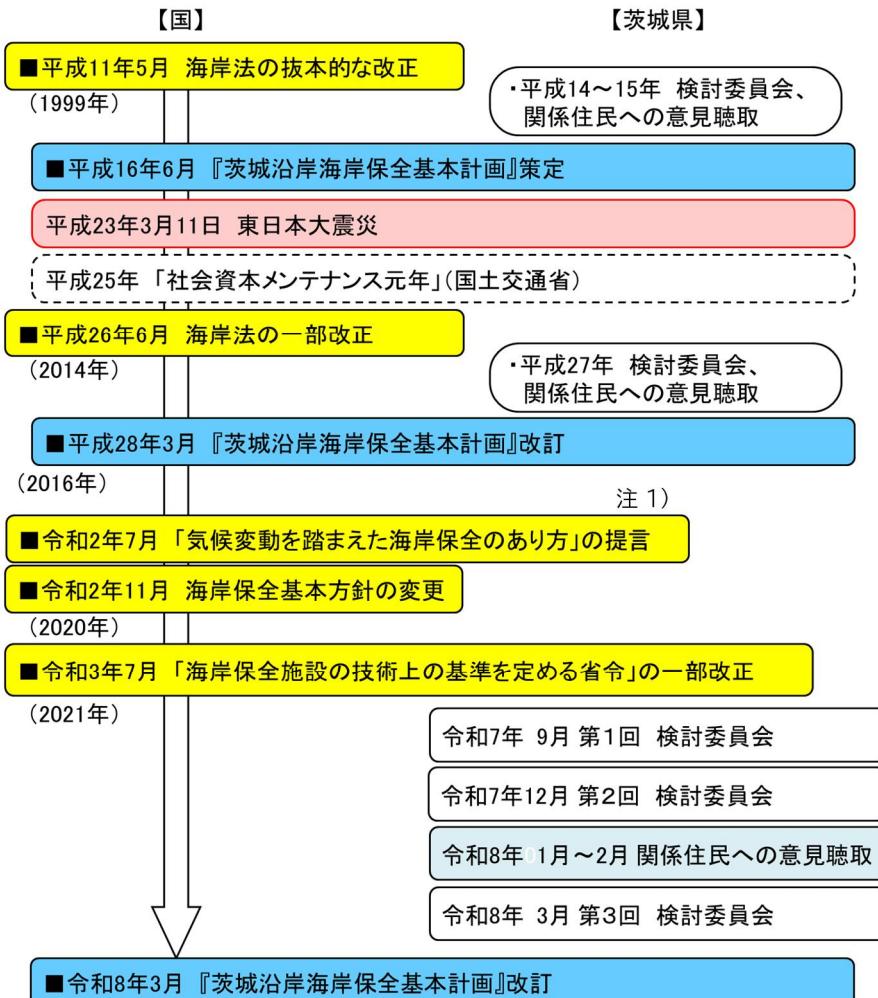


図 1.2 『茨城沿岸海岸保全基本計画』策定の経緯

注1) 気候変動を踏まえた海岸保全のあり方提言より抜粋

- <地球温暖化と気候変動とは>
- 地球温暖化：人為起源の温室効果ガスの排出等によって地球の平均気温が上昇すること（「地球温暖化対策の推進に関する法律」に準拠）。
 - 気候変動：自然変動や地球温暖化が原因となって、気温や降水量などの気候の諸要素にもたらされる様々な変化。
- <気候変動に伴う平均海面水位の上昇について>
- 「気候変動に関する政府間パネル（以下「IPCC」という。）」第6次評価報告書においては「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」とされている。日本沿岸の年平均海面水位は21世紀中に上昇し続けると予測される（確信度が高い）。21世紀末には、4°C上昇シナリオ（RCP8.5）の下では0.68m（0.56～0.88m）、2°C上昇シナリオ（RCP2.6）の下では0.40m（0.30～0.55m）上昇すると予測される。（気象庁：日本の気候変動2025より抜粋）
 - 現時点において海岸保全に反映させる外力の基準とするシナリオは、RCP2.6（2°C上昇相当）における予測の平均的な値を基本とすることが妥当である。

1.2 計画を作成する海岸の区分

海岸法では、全国の海岸が、海岸の特性等を考慮して 71 沿岸に区分された。

茨城県の海岸域は「茨城沿岸」に区分されている（図 1.3）。

【茨城沿岸】・・・・・・福島県境から千葉県境までの茨城県の海岸全域

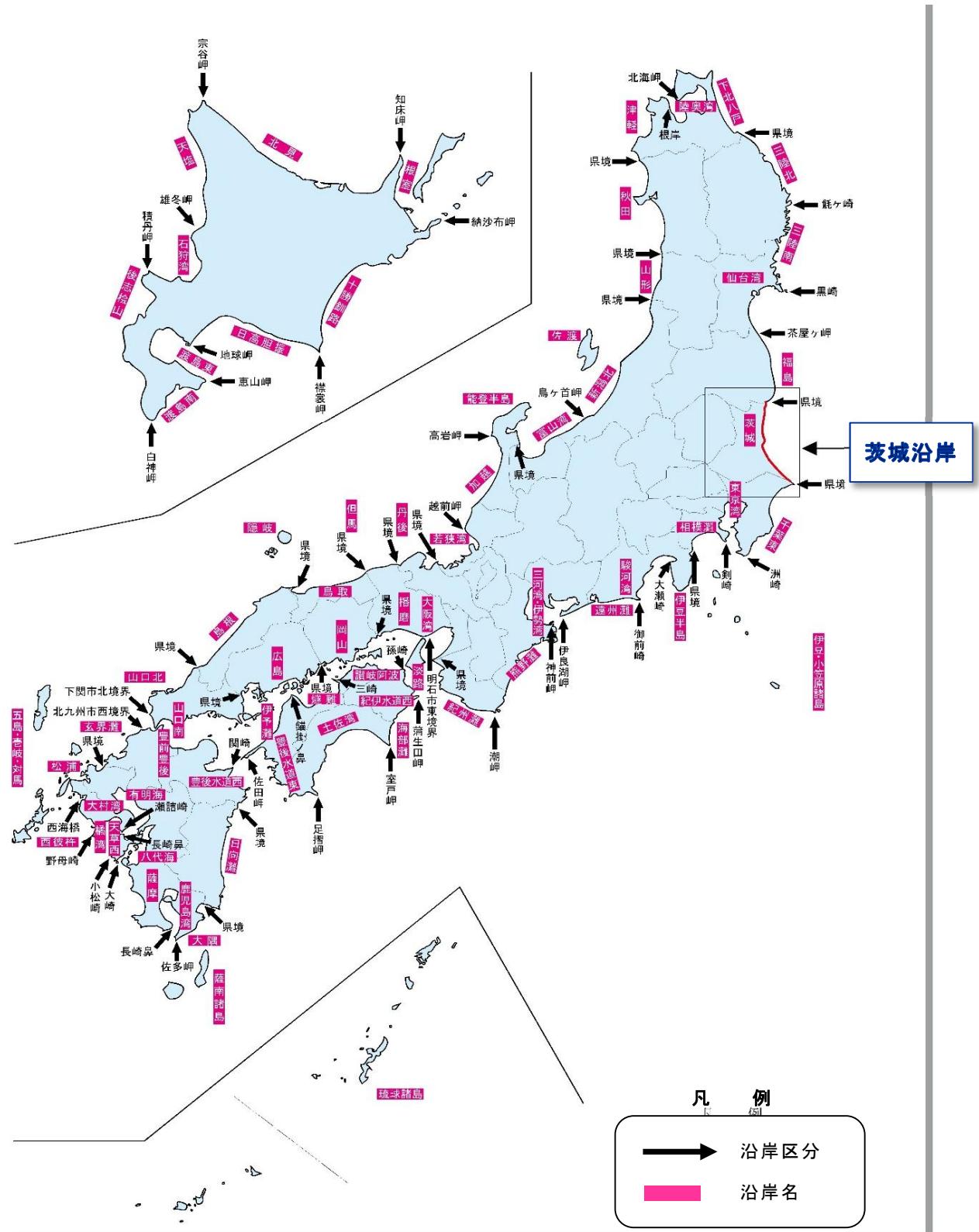


図 1.3 沿岸区分

1.3 計画対象範囲

本計画の対象範囲は、福島県境から千葉県境までの約 195km とする(図 1.4, 表 1.1)。

また岸沖方向の対象範囲については、防護・利用・環境の取組みの目的、内容、関連性によって適切な範囲を柔軟に設定する。表 1.2 に、茨城沿岸における計画の対象とする海岸の一覧を示す。

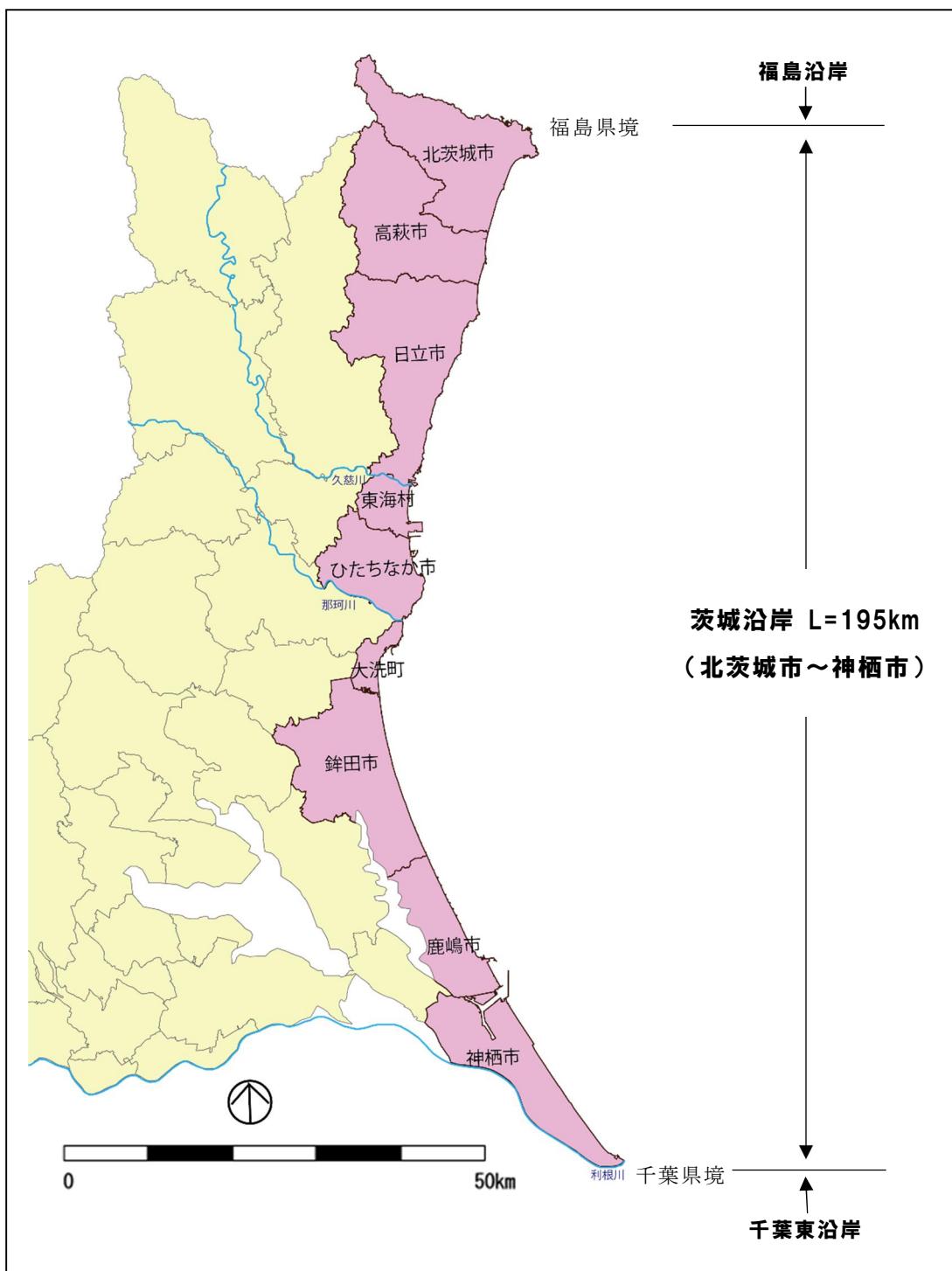


図 1.4 計画対象範囲

表 1.1 茨城沿岸の市町村別海岸線延長

沿岸名 茨城沿岸					
都道府県名		茨城県	沿岸人口		
境 界		福島県境 ～千葉県境	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)
沿岸総延長/合計人口		194,903m	681,319人	664,491人	628,940人
沿岸市町村	北茨城市	20,683m	44,412人	41,801人	38,462人
	高萩市	16,745m	31,017人	29,638人	25,027人
	日立市	35,471m	185,054人	174,508人	160,211人
	東海村	10,421m	37,713人	37,891人	37,645人
	ひたちなか市	16,728m	155,689人	156,581人	152,136人
	大洗町	13,778m	16,886人	15,715人	14,481人
	鉾田市	20,311m	48,147人	45,953人	43,699人
	鹿嶋市	23,077m	67,879人	66,950人	63,891人
	神栖市	47,689m	94,522人	95,454人	93,388人

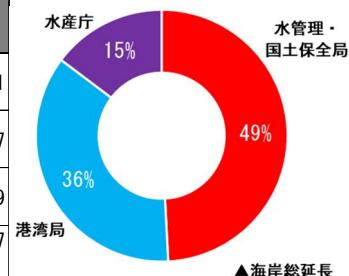
令和6年度版海岸統計、県市町村統計データより作成

※茨城県では、国の3つの所管に分かれて海岸管理を行っている。

■茨城沿岸 所管別海岸延長

令和7年3月31日現在 (単位:m)

国の所管		管理者		海岸線 総延長	要保全延長	海岸保全区域 指定延長
国土 交通 省	水管理・ 国土保全局	土 木 部	河川課	95,833	90,651	90,651
	港湾局		港湾課	70,366	31,517	31,517
農林水産省 水 産 庁		農林水産部 水産振興課		28,704	16,439	16,439
計				194,903 (うち、950m重複)	138,607 (うち、950m重複)	138,607 (うち、950m重複)



※農林水産省農村振興局所管（農地海岸）はない。

表 1.2 茨城沿岸の計画対象の海岸一覧

国の所管 (通称: 海岸4省庁) <各省大臣>	
国土交通省	水管理・国土保全局
	港湾局
農林水産省	農村振興局
	水産庁

海岸管理者 <茨城県知事>	
土木部 河川課	土木部 港湾課
※該当なし	農林水産部 水産振興課

● 国土交通省 水管理・国土保全局 所管海岸

● 国土交通省 港湾局 所管海岸

● 農林水産省 水産庁 所管海岸

市町村名	海岸名	No.	地区海岸名	所管
①北茨城市	平潟漁港海岸	1	-	農林水産省 水産庁
	北茨城海岸	2	五浦地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局
	北茨城海岸	3	一般公共海岸	国土交通省 水管理・国土保全局
	大津漁港海岸	4	-	農林水産省 水産庁
	二級河川 里根川			
	大津漁港海岸	5	-	農林水産省 水産庁
	北茨城海岸	6	神岡下地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局
	北茨城海岸	7	神岡上地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局
	北茨城海岸	8	邊原地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局
	二級河川 大北川			
北茨城海岸	9	下後井地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局	
北茨城海岸	10	足洗地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局	
北茨城海岸	11	栗野地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局	
高萩海岸	12	小野矢指地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局	
高萩海岸	13	赤浜地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局	
高萩海岸	14	一般公共海岸(佐々木浜)	国土交通省 水管理・国土保全局	
高萩海岸	15	高戸地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局	
高萩海岸	16	有明地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局	
高萩海岸	17	石滝地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局	
二級河川 埼田川				
日立海岸	18	伊師地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局	
日立海岸	19	一般公共海岸	国土交通省 水管理・国土保全局	
日立海岸	20	川尻地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局	
川尻港海岸	21	-	国土交通省 港湾局	
二級河川 東漣津川				
日立海岸	22	小木津地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局	
日立海岸	23	日高地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局	
日高漁港海岸	24	田尻地区海岸	農林水産省 水産庁	
日立海岸	25	-	農林水産省 水管理・国土保全局	
日立海岸	26	滑川地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局	
日立海岸	27	宮田地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局	
二級河川 菅田川				
日立海岸	28	助川地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局	
会瀬漁港海岸	29	会瀬地区海岸	農林水産省 水産庁	
日立海岸	30	成沢地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局	
二級河川 鮎川				
日立海岸	31	多賀地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局	
日立海岸	32	河原子地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局	
日立海岸	33	金沢地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局	
二級河川 金沢川				
日立海岸	34	金沢地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局	
水木漁港海岸	35	水木地区海岸	農林水産省 水産庁	
二級河川 大沼川				
水木漁港海岸	36	水木地区海岸	農林水産省 水産庁	
久慈漁港海岸	37	大みか地区海岸	農林水産省 水産庁	
日立港区海岸	38	久慈地区海岸	国土交通省 港湾局	
日立港区海岸	39	留地区海岸	国土交通省 港湾局	
一級河川 久慈川				
一般公共海岸				
④東海村	(仮称)常陸那珂港区海岸	40	-	国土交通省 港湾局
	ひたちなか海岸	41	阿字ヶ浦地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局
	磯崎漁港海岸	42	阿字ヶ浦地区海岸	農林水産省 水産庁
	磯崎漁港海岸	43	磯崎地区海岸	農林水産省 水産庁
	ひたちなか海岸	44	磯崎地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局
	那珂湊漁港海岸	45	平磯地区海岸	農林水産省 水産庁
	那珂湊漁港海岸	46	那珂湊地区海岸	農林水産省 水産庁
一級河川 那珂川				
一般公共海岸				
⑤ひたちなか市	那珂湊漁港海岸	47	那珂湊地区海岸	農林水産省 水産庁
	大洗海岸	48	-	国土交通省 港湾局
	大洗港区海岸	49	大貴地区海岸	国土交通省 港湾局
	大洗海岸	50	成田地区海岸	国土交通省 港湾局
	大洗海岸	51	上金地区海岸	国土交通省 港湾局
大洗海岸	52	玉田地区海岸	国土交通省 港湾局	
大洗海岸	53	勝下地区海岸	国土交通省 港湾局	
大洗海岸	54	拍龍地区海岸	国土交通省 港湾局	
大洗海岸	55	大竹地区海岸	国土交通省 港湾局	
大洗海岸	56	及上地区海岸	国土交通省 港湾局	
大洗海岸	57	上沢地区海岸	国土交通省 港湾局	
大洗海岸	58	飯島地区海岸	国土交通省 港湾局	
大洗海岸	59	上幡木地区海岸	国土交通省 港湾局	
大洗海岸	60	大小志崎地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局	
大洗海岸	61	武井地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局	
大洗海岸	62	浜津賀地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局	
大洗海岸	63	荒井地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局	
大洗海岸	64	青塚地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局	
大洗海岸	65	角折地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局	
大洗海岸	66	荒野地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局	
大洗海岸	67	小山地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局	
大洗海岸	68	清水地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局	
大洗海岸	69	明石地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局	
大洗海岸	70	神向寺地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局	
大洗海岸	71	小富作地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局	
大洗海岸	72	下津地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局	
鹿嶋海岸	73	平井地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局	
鹿嶋海岸	74	(仮称)外港北浜浜地区海岸	国土交通省 港湾局	
鹿嶋海岸	75	北公共埠頭地区海岸	国土交通省 港湾局	
鹿嶋海岸	76	南公共埠頭地区海岸	国土交通省 港湾局	
鹿嶋海岸	77	日川地区海岸	国土交通省 港湾局	
神栖海岸	78	日川地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局	
神栖海岸	79	柳川地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局	
神栖海岸	80	太田地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局	
神栖海岸	81	須田地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局	
神栖海岸	82	矢田部地区海岸	国土交通省 水管理・国土保全局	
波崎漁港海岸	83	豊ヶ浜地区海岸	農林水産省 水産庁	
波崎漁港海岸	84	-	農林水産省 水産庁	
一級河川 利根川				

6

1.4 海岸保全基本計画において定める事項

『海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本的な方針』（令和2年（2020年）11月20日告示）より

1.4.1 海岸の保全に関する基本的な事項

(1) 海岸の保全に関する基本的な事項

海岸の保全を図っていくに当たっての基本的な事項として定めるものは、次の事項とする。

イ 海岸の現況及び保全の方向に関する事項

自然的特性や社会的特性等を踏まえ、沿岸の長期的な在り方を定める。

ロ 海岸の防護に関する事項

防護すべき地域、防護水準等の海岸の防護の目標及びこれを達成するために実施しようとする施策の内容を定める。

ハ 海岸環境の整備及び保全に関する事項

海岸環境を整備し、及び保全するために実施しようとする施策の内容を定める。

ニ 海岸における公衆の適正な利用に関する事項

海岸における公衆の適正な利用を促進するために実施しようとする施策の内容を定める。

(2) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

沿岸の各地域ごとの海岸において海岸保全施設を整備していくに当たっての基本的な事項として定めるものは、次の事項とする。

① 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項

イ 海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域

一連の海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域を定める。

ロ 海岸保全施設の種類、規模及び配置

イの区域ごとに海岸保全施設の種類、規模及び配置について定める。

ハ 海岸保全施設による受益の地域及びその状況

海岸保全施設の新設又は改良によって津波、高潮等による災害や海岸侵食から防護される地域及びその地域の土地利用の状況等を示す。

② 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項

イ 海岸保全施設の存する区域

維持又は修繕の対象となる海岸保全施設が存する区域を定める。

ロ 海岸保全施設の種類、規模及び配置

イの区域ごとに存する海岸保全施設の種類、規模及び配置について定める。

ハ 海岸保全施設の維持又は修繕の方法

ロの海岸保全施設の種類ごとに、海岸保全施設の維持又は修繕の方法について定める。

1.4.2 留意すべき重要事項

海岸保全基本計画を作成するに当たって留意すべき重要事項は、次のとおりである。

(1) 関連計画との整合性の確保

国土の利用、開発及び保全に関する計画、環境保全に関する計画、国土強靭化に関する計画、地域計画等関連する計画との整合性を確保する。

(2) 関係行政機関との連携調整

海岸に関する行政機関と十分な連携と緊密な調整を図る。特に、気候変動の影響による将来変化を踏まえた津波・高潮および侵食によって生じる様々な地域のリスクについて、地元関係者等と共有した上で、連携や調整を図る。

(3) 地域住民の参画と情報公開

計画の策定段階で必要に応じ開催される公聴会等だけでなく、計画が実効的かつ効率的に執行できるよう、実施段階においても適宜地域住民の参画を得る。また、計画の策定段階から、計画の実現によりもたらされる防護、環境及び利用に関する状況について必要に応じ示す等、事業の透明性の向上を図るため、海岸に関する情報を広く公開する。

(4) 計画の見直し

地域の状況や社会経済状況の変化、気候変動の影響に関する変化等に応じ、計画の基本的事項及び海岸保全施設の整備内容等を点検し、適宜見直しを行う。